

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 22 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価表 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務 (三木市物価高騰対応重点支援給付金) (2)令和5年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務 (三木市物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯)、三木市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)) (3)令和6年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務 (令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金、令和6年度 定額減税補足給付金(調整給付金)、令和7年度 三木市調整給付金(不足額給付)) (4)令和6年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務 (令和6年度 三木市冬の緊急支援給付金) |
| ③システムの名称 | 1. 住民基本台帳ネットワークシステム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 令和5年度物価高騰重点支援給付金ファイル、令和6年度物価高騰重点支援給付金ファイル、令和6年度三木市冬の緊急支援給付金の支援ファイル、令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)支給ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び162条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 TEL 0794-82-2000(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市 健康福祉部 福祉課 生活支援係 TEL 0794-82-2000(代表) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | [○]適用した 当該事業に係る給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|-----------------------------|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> |
| 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|----------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |

| | | | |
|----------------------|---|---|-----------------------------------|
| 9. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 | [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/>] 十分に行っている | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/>] 十分である | <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムを通じての情報の取得については、当市のデジタル推進課が立会いの下、当課の決まった担当者が実施。 | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和7年12月18日 | 評価書名 | 物価高騰対応重点支援給付金に関する事務基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価表 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 三木市は、物価高騰対応重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。 | 三木市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 評価実施期間名 | 三木市長 | 兵庫県三木市長 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 公表日 | 令和6年12月20日 | 令和7年12月18日 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 物価高騰対応重点支援給付金に関する事務 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金を支給する。 以下の事務において特定個人番号を利用する。 支給要件の確認に必要な税情報の照会を行う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金 (2)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 (3)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金) | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務 (三木市物価高騰対応重点支援給付金) (2)令和5年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務 (三木市物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯)、三木市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)) (3)令和6年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務 (令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金、令和6年度 定額減税補足給付金(調整給付金)、令和7年度 三木市調整給付金(不足額給付)) (4)令和6年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務 (令和6年度 三木市冬の緊急支援給付金) | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1.住民基本台帳ネットワークシステム 2.課税システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.給付金システム | 1.住民基本台帳ネットワークシステム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 物価高騰重点支援給付金ファイル | 令和5年度物価高騰重点支援給付金ファイル、 令和6年度物価高騰重点支援給付金ファイル、 令和6年度三木市冬の緊急支援給付金の支援ファイル、 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)支給ファイル | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 3. 個人番号の利用 | 1. 番号法第9条第1項、別表の135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(「特定公的給付」)に指定) | ・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び162条 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | II 1. 対象者人数 いつ時点の計数か | 令和6年6月3日 時点 | 令和7年10月31日 時点 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | II 1. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和6年6月3日 時点 | 令和7年10月31日 時点 | 事後 | |